## 排水設備工事完了時の注意事項

- (1) 工事完了日に社内検査を現地にて行い「排水設備竣工検査報告書」を作成してください。
- (2) 工事完了日より5日以内に「排水設備等完了届」を市へ提出してください。
  - ※5日を過ぎると申請者及び申請の代理人となっている指定工事店に 本来必要としない書類の提出をいただくことになります。

(添付書類)

- ①平面図 (2部)
- ※工事完了時の状態にて作図してください。現場との相違がある場合、 検査合格にはなりません。
- ②排水設備竣工検査報告書
- ③その他、必要な書類
- (3) 排水設備等完了届提出時に完了検査日の予約をしてください。
- (4) 市の完了検査終了後に、申請者に工事費用の請求を行ってください。
- (5) 汲取り便所改造及び浄化槽切替の完了検査時、最終汲み取り

日が確認出来る資料を提出してください。

## 【管理担当よりのお願い】

指定工事店への連絡を迅速にしなければならないケースが多々発生しており、 また一斉に連絡を行う必要があるケースも発生しております。つきましてはメ ールアドレス、又はFAX番号の通知をお願いします。

メールアドレスについては【 gesuidousoumu@city.habikino.lg.jp 】にメールを送信してください。

件名に「管理担当様へ」 本文に業者名とアドレスを記入してください。 FAX番号については申請書及び完了届の指定工事店の電話番号記入欄に電話 番号と併記してください。

※通知いただいたメールアドレス及びFAX番号については、羽曳野市下水道 総務課にて共有しますのでご了承ください。